

平成 23 年度 総務文教常任委員会行政視察報告書

平成 24 年 1 月 26 日

1. 日 程 平成 23 年 11 月 8 日(火)～10 日(木)
2. 視察先 岡山県・笠岡市 人口 53,981 人(平成 23 年 4 月 1 日現在)
京都府・亀岡市 人口 93,939 人(平成 23 年 4 月 1 日現在)
3. 視察事項 笠岡市 「笠岡市定住促進ビジョンについて」
亀岡市 「亀岡市まちづくり協働推進実施計画について」
4. 視察者 一行 9 名
委員会 広野豊作 委員長 田沢弘一 副委員長
滝沢茂秋 委員 中野元栄 委員 高橋禎雄 委員
樋口博務 委員 安武秀敏 委員

当局 車谷憲繁 企画財政課長補佐
随行 難波信一 議会事務局長

笠岡市

【市の概要】

笠岡市は、岡山県の南西部に位置して広島県福山市と接しており、温暖・少雨かつ平野が少なく、慢性的な水不足に悩ませられて長年“干拓や埋め立てと水を求める”歴史だった。

昭和 47 年、倉敷市を流れる高梁川からの導水に成功、次いで平成 2 年 3 月に笠岡湾干拓地(1,811ha)を完成させ、畜産、野菜の露地栽培、花卉など施設栽培が大規模に行われている。

観光面では、瀬戸内海国立公園の一角をなす風光明媚な笠岡諸島に七つの有人島を有しており、白石島の「白石踊」、靖国神社の大鳥居などに使われている北木島の「北木石」、真鍋島の「走り神輿」など国指定重要無形民俗文化財のほか、天然記念物指定の「カブトガニ繁殖地」を擁し、博物館での展示と研究を行っている。

【笠岡市定住促進センターの概要】

- 目 的 当面の重要課題である「人口減」「定住策」に関し、全市・全庁的ネットワークを構成するセンターとして施策を推進し、具体的事業を実施するとともに、各課の定住策にかかる事業への支援を行う。
- 組 織 市長を本部長として各部課長で構成し事務局を政策部に置く。なお実行組織は、副市長特命の構成とし、各課の情報集約と提供および調整をするフロンティアと位置づけ、3 年の時限立法にて平成 21 年 4 月 1 日より施行。人事は、正職員 2 名(課長級+係長級)、嘱託職員 1 名、平成 22 年度から臨時職員 1 名を増員。

■ 戦略

1. 基本理念

第6次笠岡市総合計画において「定住促進」を最重点施策と位置づけ、市民と協働しながら市政のあらゆる分野で定住促進事業を展開することによって、市民一人ひとりが、笠岡に住んでいて良かったと幸せを実感できるような、「ずっと住み続けたいまち」を目指す。

2. 基本方針

「ずっと住み続けたいまち」となるには、市全体の施策の充実と市民サービスの強化を図り、魅力的なまちづくりを進めなければならない。しかも、短期的に進める上で施策分野を戦略的に設定する必要がある。したがって、調査資料を基に「住む場所の確保」「働く場所の確保」「暮らしの条件の確保」の3点を重点分野とする。

なお、本施策を市全般に広くかつ効率的に進めるため「情報発信の強化」を横断的重点施策として設定する。

3. 基本施策

定住促進に向けた攻めの事業や独自性のある事業を次により展開する。

<住む場所の確保>

- ①住宅取得の促進 新たに住宅を取得する費用に対して、経済的支援を行う。
- ②住宅の供給 賃貸住宅や分譲マンション・空き家等を提供し、選択肢を広げる。
- ③土地の供給 宅地開発や市有宅地購入を奨励し、土地の安定供給を図る。

<働く場所の確保>

- ①若者の地元定着促進 新規学卒者やU・Iターン者を対象に地元企業への就職を支援する。
- ②企業・起業家支援 優良企業や店舗を誘致し、雇用の創出・拡大を図る。また、起業・創業に取り組みやすい環境づくりと体制づくりを進める。

<暮らし条件の確保>

- ①少子化対策 未婚・晩婚化対策や出生率向上のための施策を展開する。
- ②子育て支援 子育て世代への支援を行い、地域の活性化を図る。
- ③教育の充実 子どもの健やかな成長のための条件を整える。
- ④生活の利便性向上 生活の利便性を向上させ、住みやすい条件を整える。

<情報発信の強化>

施策によって広報にメリハリをつけ、最もインパクトの大きい打ち出し方を迅速に実行する。また、情報発信をより効果的に打ち出すため、常に連携できる機関や効率的な情報伝達手段を用いる。

■ 所見

著しい人口減少に歯止めをかけたいとする対策ビジョンだが、増加策にまで踏み込めないもどかしい現実、趨勢甘受の共感を覚える。しかし、何もしない場合の推計人口が、平成29年度末は49,000人になるとする調査結果に対して、この事業を進めることにより52,000人に留めることが出来るという見通しを立て、敢えてチャレンジする姿勢に共鳴、市民との協働をアピールする新たなネットワークと理解し、活動の行方に注目したい。

特に、人口増加策の一つに「婚活事業」を組み入れた積極性は好感が持てる。対象者を近隣5市町在住または在勤の35歳から55歳までの独身男女(女性の居住地は制限なし)とする内容もよい。最近では方々で20から30歳代を対象にした活動が目立つが、これらも含めて時代性のなせる業と納得し、改めて興味を持った次第である。

亀岡市

【市の概要】

亀岡市は、京都都市圏、大阪都市圏の双方に隣接、京都府のほぼ中央に位置し、地形は周囲が山に囲まれた盆地で、中央部の保津川の清流が貫き、気候は内陸的で秋・冬には霧の発生が見られるなど緑豊かな自然環境に恵まれ、肥沃な土地で良質米を産し、果樹・野菜の栽培にも適している。

歴史は、古代からの遺跡や国分寺跡等々文化遺産も多く残されており、戦乱の世に活躍した足利尊氏、明智光秀らのゆかりの地でもある。近年では昭和 30 年、16 町村の合併により市制を施行以来、国道 9 号、山陰本線沿線を中心に宅地開発が進んで人口も急増するなか、京都縦貫自動車道の開通、JR 嵯峨野線の電化・複線化等交通網の整備が進み、京阪神の近郊都市としての、機能と調和のとれた都市へと変貌した。

なお、昭和 63 年 3 月、近畿の他都市に先駆けて「生涯学習都市宣言」を行い、次いで平成 10 年 9 月、生涯学習の拠点施設「ガレリアかめおか」を開設して学習環境や学習基盤の充実を図り、さらに平成 12 年 7 月、IS14001 の認証を取得して独自の「環境マネジメントシステム」を策定、市を挙げて取り組んでいる。

さらに平成 14 年 3 月、全市域を「地球環境子ども村」と宣言。自発的に国内外の人々と連携して学び育つ環境を目指し、平成 20 年 3 月には WHO(世界保健機関)から日本で初めてのセーフコミュニティを認証取得。現在は、地域の安全・安心等々希薄化する地域コミュニティの再生に取り組んでいる。

【亀岡市まちづくり協働推進の概要】

- **目的** 少子・高齢化並びに国際化や情報化による急激な社会の変化に対し安穏な暮らしを確保するため、市民との対等なパートナーシップによる「協働」のシステムを確立して市民生活の満足度を高める課題を整理しながら、役割分担など開かれたプロセスのもとで実践し、互いの成長を図りながら市勢の発展を目指す。

- **概念**

<基本的な考え方>

市民と行政が、相互理解と相互尊重を基礎にパートナーシップを組んで、課題解決に取り組む。

<市民と行政の役割>

- ①市民の役割
 - ・まちづくりへの主体的な意思と責任のもと、市民活動への積極的な参加・参画に取り組む。
 - ・まちづくりの政策決定や計画づくりへの積極的な提案を行う。
 - ・市民活動が広く社会に理解と信頼を得られるよう、情報の発信・公開に努める。

- ②行政の役割 <意識改革>

- ・市民と協働で役割分担と連携のもとにまちづくりを進める。
- ・協働のまちづくりの理解、実行のため研修や体験機会の充実に努める。
- ・協働を推進することができる技術や能力の向上を図る。

<体制整備>

・計画の立案のプロセス、意見聴取・反映の仕組みの充実、事業の見直しに取り組む。

<環境整備>

・市民活動の活性化と育成、組織体制の充実、積極的な情報提供、活動・交流の場の提供、相談体制の充実など市民が活動しやすい環境整備に努める。

■ 推 進

<アクションプラン>

- ①団体活動資金確保・支援制度の研究とモデル実施
 - ・行政が支援する制度の研究（基金、ファンド、1%条例など）
 - ・自主財源の研究（稼ぐ意識の啓発、稼ぐ方法や知識の習得）
 - ・仕事づくり（行政・企業からの委託、外注など）
 - ・団体や企業などとの仲介（仕事の紹介）
 - ・寄付文化の醸成と募集の啓発・促進（意識の啓発、方法や知識の習得）
 - ・法令、会計、財務等に関する学習・研修会の開催
 - ・税金の優遇・減免制度の研究（活動保険の補助、公共施設利用料の免除）
- ②まちづくり情報誌の作成・配布
 - ・ホームページや広報誌作成のための学習・研修会の開催
- ③まちづくり事業の協働ルールづくり
 - ・事業の構想段階から計画、実施、検証（評価）、見直しまで、一貫参画する。
- ④企画提案型協働事業の実施
 - ・アンケートなどで市民ニーズを把握し、企画する。
- ⑤かめおか市民活動推進センターの活動強化
 - ・リーダーシップや意識・技術を養う講座の開催と関係者の交流
 - ・NPOの運営ノウハウを学ぶマナー型研修の開催
 - ・「まちづくり人材バンク」の活性化（登録・派遣）

■ 人材育成

- ①学習体験機会の創出 学校における児童・生徒の実践体験の機会づくり
 - ・地域の歴史文化学習、環境リサイクル、スポーツ、食育など
- ②地域活動体験機会の創出 ボランティア体験機会の創出
 - ・環境（緑化・リサイクル）、産業（商業・農業）、福祉など

■ 期 間 平成 22 年度から 26 年度とする。ただし、社会情勢の変化および市民協働の進展に応じて見直しをする。

■ 所 見

阪神・淡路大震災時に起きたボランティアや NPO 活動などの目覚ましい社会貢献活動と、平成 10 年に施行された「特定非営利活動促進法」を背景に、亀岡市民の積極的な市政への参加意識が「協働」のシステムを生んだ。実績と今後の行方については、市民アンケート等の評価や、学識経験者らによる「検討委員会」及び、「指針策定ワーキング会議」のリーダーシップに懸かっているが、大いなる進展を祈念申し上げたい。

なお、市民活動と行政の重層部に市政発展の活路を見出したいところだが、営利目的や宗教性等の除外項目により自ずと限界がある。したがって、「協働の将来性」についての議論の発展にも関心を寄せ、あわせて“新メニュー”の登場に注目したい。